

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件三件 五五
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 五五
- 保安林の指定を解除する件二件 五五
- 道路の区域を変更する件四件 五七

公 告

- 道路の供用を開始する件 五五
- 廃川敷地等が生じた件 五五
- 貸金業の業務の停止を命じた件二件 五五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五五
- 一般競争入札を行う件 五五
- 福島県教育委員会 五五
- 一般競争入札を行う件 五五

告 示

福島県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 若宮ショッピングセンター 二本松市若宮二丁目九十五番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 ほまれ酒販株式会社

代表者の氏名 代表取締役 酒井 トシ

住所 二本松市若宮二丁目九十五番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(一) 名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 樹

住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一二十一

名称 ほまれ酒販株式会社

代表者の氏名 代表取締役 酒井 トシ

住所 二本松市若宮二丁目九十五番地

(二) 名称 株式会社ほっかほっか亭

代表者の氏名 代表取締役 塩井 辰男

住所 東京都千代田区神田神保町二丁目二番

名称 有限会社Orange Company

代表者の氏名 取締役 太田 博之

住所 本宮市本宮大字高木字北の脇三十

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月十四日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百三十三平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百六十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ツルハ

(二) ほまれ酒販株式会社

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時

- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (三) 株式会社ほっかほっか亭
 - (1) 開店時刻 午前七時
 - (2) 閉店時刻 午後十一時
- (四) 有限会社Orange Company
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後八時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時五十分から午後十一時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで（C-3にあつては、午前六時から午前六時五十分まで、C-4にあつては午前六時から午前八時四十五分まで）

七 届出年月日

平成十九年七月十三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び柵倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン棚倉A棟 東白川郡棚倉町棚倉字宮前二十六番ほか

- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役社長 浅倉 俊一

住所 福島市太平寺堰ノ上五十八番地

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役社長 浅倉 俊一

- 住所 福島市太平寺堰ノ上五十八番地

- 三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月二十日

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千九百八十九平方メートル

- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二百十台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十九台

- 3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百五十平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十三立方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 七か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成十九年七月十九日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第五百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づく

り・商工労政グループ及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン棚倉B棟、C棟 東白川郡棚倉町棚倉字広畑百二十四番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

(一) 名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役社長 浅倉 俊一

住所 福島市太平寺堰ノ上五十八番地

(二) 名称 株式会社東北ケーズデンキ

代表者の氏名 代表取締役社長 川合 久太郎

住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社東北ケーズデンキ

代表者の氏名 代表取締役社長 川合 久太郎

住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月二十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百八十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十五台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百六十七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 六十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時(C棟にあっては午前九時)

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 七か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成十九年七月十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

南相馬市鹿島区鳥崎字浜八番地

同 市同 区鳥崎字牛島六一番地

同 市同 区鳥崎字鳥居作一一五番地

2 加入区名称

鹿島加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間 平成十九年七月二十七日から八月十日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川一九六番地 相馬双葉漁業協同組合

(生産流通領域水産グループ)

福島県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二三四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年七月二十七日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市仁井田町松原六八
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町八木沢字萬七沢六六七七（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
 - 二一 解除に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町八木沢字萬七沢六六七七（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前変 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町大字飯坂 字石橋入一番四地先から 同 郡同 町大字飯坂	変更前	A 一四・六 七四・〇	八八〇・〇
	同 郡同 町大字飯坂 字坂二番三三三先から 同 郡同 町大字小島	変更後	C 一七・四 五七・四	五九〇・〇
一般国道 三四九号	同 郡同 町大字飯坂 字坂二番三三三先から 同 郡同 町大字小島	変更前	B 五・九 一二・二	八三八・二
	同 郡同 町大字飯坂 字坂二番三三三先から 同 郡同 町大字小島	変更後	D 一二・〇 七五・八	四五〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	田村市船引町門鹿字高 屋敷三八一番地先から 同 市船引町門鹿字高 屋敷二九六番地先まで	変更前 変更後	一五・〇 二〇・〇 一五・〇 二四・〇	二〇〇・〇 二〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 三春線	田村市船引町門鹿字高 屋敷一七一番地先から 同 市船引町門鹿字高 屋敷二四三番地先まで	変更前 変更後	一五・〇 二〇・〇 一五・〇 二四・〇	一六〇・〇 一六〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡葛尾村大字葛尾 字小坂一七五番一地先 から 同 郡同 村大字葛尾 字東平二七番地先まで 同 郡同 村大字葛尾 字小坂一七五番一地先 から 同 郡同 村大字葛尾 字登館二五三林班に小 班地先まで	変更前 変更後	A 四・九 一三・〇 B 一一・〇 一一・〇 一一・〇	一、五三一・九 三、三二六・八 三、三二六・八

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

供用開始

路線名	供用開始の区間	の期日
一般国道三九九号	双葉郡葛尾村大字葛尾字東平一八三番地先から 同 郡同 村大字葛尾字小坂一七五番一地先まで	平成一九年 七月二七日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百二十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ及び福島県東北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系六角川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年七月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置
上流端二本松市本町二丁目三番三十四地先から下流端同市本町二丁目百九十番地先まで及び上流端同市榎戸一丁目四百六番一地先から下流端同市榎戸一丁目四百六番二地先まで及び上流端同市榎戸一丁目三百九十五番二地先から下流端同市榎戸一丁目三百九十番三地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地(河川管理施設を含む) 二、〇九八・一三平方メートル
(河川港湾領域河川企画グループ)

公 告

公告第四百三十八号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十六条の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。
平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 商号又は名称 有限責任中間法人福島県朝日会
- 二 氏名(法人にあつては代表者名) 根本 征一郎
- 三 営業所又は事務所の所在地 郡山市安積町荒井字猫田十一番地五

- 四 登録番号 福島県知事(一)第一八七四号
- 五 業務の停止期間 平成十九年七月二十日から同年十一月十六日までの間
- 六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)

(商工総務領域金融グループ)

公告第四百三十九号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十六条の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。
平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 商号又は名称 鶴栄
- 二 氏名(法人にあつては代表者名) 小塚 昇吾
- 三 営業所又は事務所の所在地 いわき市平字大町3番地 佐々木ビル2F
- 四 登録番号 福島県知事(一)第一八七五号
- 五 業務の停止期間 平成十九年七月二十日から同年十一月十六日までの間
- 六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)

(商工総務領域金融グループ)

公告第四百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
平成十九年七月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称 国見町土地改良区
- 退任した役員
役別 氏名 住所
理事 松浦市太郎 伊達郡国見町大字大木戸字赤穂二三番地の口
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 渡邊 善男 伊達郡国見町大字高城字田中二番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第441号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の貸借については、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規

則第17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。
平成19年7月27日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 ノートパソコン 650台
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、または貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (3) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の福島県土木部共用機器貸借一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)及び(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年8月24日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総務領域総務予算グループ
電話024-521-7454

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月7日午後2時 福島県土木部入札室

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項第2号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Notebook Personal computer 650
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m., 7 September 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 3 September 2007
- (4) Contact point for the notice : General Affairs & Budget Group, General administration, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugisuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
Tel : 024-521-7454

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県教育委員会

公告第四号

教育庁人事管理システム改修業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」といふ。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」といふ。)第百四十六條第一項の規定による公告する。

平成十九年七月二十七日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 教育庁人事管理システム改修業務 一式
- 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十年三月二十七日まで
- 4 履行場所 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四に該当しない者であること。
- 2 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- 3 この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成十九年七月二十七日（金）から同年八月七日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八八八八 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ
電話〇二四―五二一―七七七〇

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年八月七日（火）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 2 入札及び開札の日時 平成十九年八月二十八日（火）午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県自治会館七〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（教育振興領域免許財務グループ）